

静岡県資源環境技術研究会会則

(名称)

第1条 本会は静岡県資源環境技術研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は資源、環境に関する諸問題について研究し、知識の交換、技術の研鑽を行い、もって資源環境技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 講演会、講習会、見学会等の開催
2. その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員資格)

第4条 静岡県内に所在する事業所又は個人で本会の主旨に賛同するもの。

第5条 本会に入会しようとするものは所定の様式により申込む。なお、会費を特別の理由なくして2年間滞納したものは脱会したものとみなす。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 理事 若干名 (会計2名を含む)
4. 会計監査 2名
5. 幹事 若干名 (内1名を幹事長とする)

(技術顧問)

第7条 専門知識および豊富な経験を持つ技術顧問を置くことができる。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に支障がある時は、これを代行する。理事は本会の運営に参画する。技術顧問は本会の事業に適切な助言を行う。会計監査は経理を監査する。幹事は会長の委嘱により、静岡県工業技術研究所環境エネルギー科の職員が担当して事務局を構成し、会務を処理する。

第9条 理事及び会計監査は、総会において会員中より選出する。会長は理事の互選により選出する。副会長は、3名のうち1名を、静岡県工業技術研究所環境エネルギー科を管轄する研究統括官又は研究調整官とし、他2名は会長の指名により、理事の中から決定する。会計は、2名を会長の指名により、理事の中から決定する。技術顧問は会長が推薦し、役員会において決定委嘱する。

第10条 役員および技術顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じたときは会長の委嘱により補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 11 条 本会の会議は総会と役員会とする。ただし必要があるときは会長がこれを召集する。役員会は必要に応じて会長が召集する。

第 12 条 次の事項は総会の承認を得なければならない。

1. 予算、決算
2. 事業の計画、報告
3. 会則の変更
4. その他会に関する重要な事項

第 13 条 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席を要し（委任状を含む）、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 14 条 会長は、必要があると認めるときは、会員の招集を行わず、書面その他の方法により会員の意見を求めることにより、総会等の決議に代えることができる。

- 2 前項の場合における決議については、前条の規定を準用する。

(会費)

第 15 条 本会の経費は会費、及びその他の収入をもってあてる。

第 16 条 会費は次の通りとする。ただし必要に応じて臨時会費を徴収することが出来る。

1. 法人会費 年額 10,000 円
2. 個人会費 年額 5,000 円

(事業年度、及び会計年度)

第 17 条 本会の事業年度、及び会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 18 条 本会の事務局は静岡県工業技術研究所環境エネルギー科におく。

(名誉会長)

第 19 条 会長職を長年務め、かつ本会に顕著な功績を残した会長が退任の際には、名誉会長の称号を贈る。

(その他)

第 20 条 本規約に規定しない事項は役員会において審議し、総会にはかり決定する。

平成 19 年 6 月 13 日改正

平成 22 年 6 月 4 日改正

平成 23 年 6 月 10 日改正

平成 24 年 6 月 8 日改正

平成 30 年 6 月 14 日改正

令和 元年 6 月 12 日改正

令和 2 年 7 月 27 日改正